十九の四　第四条第一項第十五号ニの危険工室内の機械、器具又は容器の、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造

二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置

二十一　第四条第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置

十九の四　危険工室内の機械、器具又は容器について、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十　危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視により検査する。

二十一　危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための

［新設］

二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置

二十一　第四条第一項第十七号の危険工室内の高熱源を使用するパラフィン槽に付けられた安全装置

［新設］

二十　危険工室内の暖房装置の維持管理状況を、目視により検査する。

二十一　危険工室内の高熱源を使用するパラフィン槽に付けられた安全装置の維持管理状況を目視により検査

二十二　第四条第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備

二十三　第四条第一項第十九号の危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部における接地

措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十二　危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十三　危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部について、接地の状況を、接地抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。

二十二　第四条第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場の照明設備及び電動線

二十三　第四条第一項第十九号の危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部の接地

し、及び当該安全装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

二十二　危険工室又は火薬類一時置場に設けられた照明設備の維持管理状況を、目視により検査する。

二十三　危険工室内の機械設備又は乾燥装置の接地の状況を、接地抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。